

第2種作業施設設置等助成金算定票 記入上の注意

1 添付上の注意事項

- (1) この添付様式は、様式第621号「助成金支給請求書(1)」により支給請求する助成金のうち、「第2種作業施設設置等助成金」の支給請求に当たって、同請求書に添付するものです。
- (2) 本様式は、同助成金の支給請求に係る支給請求対象期間内6か月において、各月の助成金請求額を算定し、その合計額(作業施設と作業設備を併せて認定されている場合は、作業施設と作業設備について算定された助成金請求額の合計額)を様式第621号「助成金支給請求書(1)」の支給請求額欄に転記するために使用する様式です。

2 作業施設の支給請求額算定情報欄について

- (1) 「支給請求月」欄は支給請求書で請求する支給請求対象期間の各月を記載します。
- (2) 「A」欄は当該支給請求対象期間の各月に支払われた支給対象となる作業施設を含む全部の施設の賃借料(賃貸借契約書の賃借料に合致します。)を記載します。
- (3) 「B」欄は「A」欄の賃借料に係る全賃借面積(賃貸借契約書の賃借面積に合致します。)を記載します。
- (4) 「D」欄は「B」欄の賃借面積のうち、助成金の支給対象となる作業施設の面積を記載し、各欄に記載の算定式にしたがって、a欄及びb欄を記載します。
- (5) その他の欄については、表に記載の算定式にしたがって算定し、最後に算定された支給請求額を「助成金請求額」欄に記載し、「合計」欄に6か月の合計額を記載します。

3 作業設備の支給請求額算定情報欄について

- (1) 「支給請求月」欄は、支給請求書で請求する支給請求対象期間の各月を記載します。
- (2) 「A」欄は、当該支給請求対象期間の各月に支払われた支給対象となる作業設備の賃借料(賃貸借契約書の賃借料に合致します。)を記載します。
- (3) 「B」欄は、支給対象設備を使用する労働者の数を記載します。
- (4) その他の欄については、表に記載の算定式にしたがって算定し、最後に算定された支給請求額を「助成金請求額」欄に記載し、「合計」欄に6か月の合計額を記載します。

4 支給限度額の算定

- (1) この「支給限度額の算定」の表は、上記1及び2の「支給限度額」欄の記載に当たって、作業施設、作業設備のそれぞれの支給限度額により算定されることについて、算定に当たっての参考表として利用していただくものです。この記載において、誤記があったとしても問題はありません。
- (2) 「助成金算出基礎額」に「助成率」を乗じて得た額が、大きく支給限度額未満である場合については、特に算定する必要はありません。